

# 今月スタート！ 相続登記が義務化されます！

ご存じですか？



今年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化となります。

## 【相続登記の期限】

不動産の相続を知ってから **3年以内**

(施行日より以前に相続となった場合も対象です)

## Column コラム

## 家の未来を考える



ライフスタイルが変わり様々な常識が変化した今、改めて地方移住や二拠点生活を考えている方が増えています。

和水町移住定住支援センターでは、和水町の雰囲気や人の温かさに触れて移住を検討される方、若い子育て世代や定年後にスローライフを楽しみたい方まで幅広い年齢層のお問い合わせがあります。

一方で、空き家を所有されている方は「空き家は売りたいくても売れないもの」「家具や荷物がそのままにし

てある」「手続きが面倒」といった悩みを抱えています。和水町に移住したい方がいる中で、住む家がないというのが現状です。

今私たちにできることは、地域の方と一緒にこの問題に取り組むことだと考えています。そこで今回、和水町で空き家を所有されている方を対象に、空き家に関する個別相談会を無料で実施します。大切な『不動産』を『負動産』にしないために、登記や維持管理の悩みなどを専門家と一緒に考えてみませんか。

### ＼空き家と相続の＼

無料

## 個別相談会

会場：和水町移住定住支援センター  
事前予約制：1日先着4組 (1組30分)

問い合わせ：和水町移住定住支援センター

**0968-79-7535**

担当：地域おこし協力隊 森田

### 第1回

5/30(木)

13:30 ~ 15:30

### 第2回

7/25(木)

13:30 ~ 15:30

### 第3回

9/26(木)

13:30 ~ 15:30

講師

- ・司法書士・土地家屋調査士・行政書士事務所 津崎伸宏氏
- ・公益社団法人 熊本県宅地建物取引業協会 株式会社アース 代表取締役 安原 勇氏

※ 相談いただいた内容は、守秘事項として厳正に管理いたします。

＼今月号の担当は／  
森田真理絵です！



協力隊活動記  
Vol.69

こんにちは、地域おこし協力隊の森田です。和水町の協力隊に着任して半年が経ちました。移住定住業務に取り組んでおります。業務内容は、空き家バンク登録のための物件調査、空き家購入希望者への内覧対応、移住を検討の方へのお試し暮らし住宅の入退去案内などです。業務に携わる中で空き家の問題を知ると共に、その価値や可能性を考えるようになりました。悪い面だけでなく良い面に目を向け取り組んでいきたいと思っています。

まだ分からないことばかりですが、和水町で学びたいことが沢山あります。今後も地域の方とコミュニケーションをとりながらより良い町づくりを目指していきます。